

「破産法等改正法案」に対する個人の破産・免責手続についての意見書

2004年2月19日

日本弁護士連合会

はじめに

破産法等改正法案（以下「法案」という）が発表され、その中で、個人の破産・免責の見直しにおいては、激増する個人破産に対処し、多重債務者の生活再建を容易にするため、破産手続と免責手続の一体化及び自由財産の拡大がなされた。また、要保護性の見地から、生命侵害等の故意または重過失による不法行為債権や養育費債権は非免責債権とされた。

これらの改正は、当連合会もかねてより意見を表明して、賛成してきたところであり、改めて、2004年（平成16年）の通常国会において早期の法案成立を強く要望するところである。

ところで、法案の中には、以下に述べる通り民事再生法の個人再生手続の利用を萎縮させるべき内容が一部含まれている。

民事再生法の個人再生手続は、個人が自己破産を避けて生活再建を図る制度として、2001（平成13）年4月から施行され、活用されてきた。改正破産法では自由財産の範囲が大幅に拡大されるため個人破産手続においてはほとんどの場合配当は期待できないことから、最低100万円以上かつ清算価値以上の債権者への返済がなされる個人再生手続の利用促進が望まれこそすれ、狭める必要性は認められない。

当連合会は、破産法等の見直しに関する中間試案（以下「中間試案」という）においても、給与所得者等再生における再生計画が遂行された場合及び民事再生法235条1項の免責（いわゆるハードシップ免責）の決定が確定した場合を新たな免責不許可事由とすることには反対してきた。他方、個人再生手続を改正して、債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権について非免責債権とすることは、「中間試案」においては、「(注)」において「給与所得者等再生における免責及びハードシップ免責の場合の非免責債権の範囲の見直しについては、なお検討する。」とされていたほかには、何ら具体的に照会されていない。その後具体化した段階で当連合会委員からは反対意見が述べられているが、手続的にも唐突で、十分な議論がなされたとは言えない。

従って、これらについては法案からは削除するのが妥当である。

第1．意見の趣旨

1．「破産法改正法案」は破産法の免責不許可事由に次の場合を加えることとされている（改正破産法案252条1項10号口、八）が、これについては削除すべきである。

(1) 給与所得者等再生における再生計画が遂行された場合に当該再生計画に係る再生計画認可の決定の確定の日から7年以内の免責の申立て

(2) 民事再生法235条1項の免責（いわゆるハードシップ免責）の決定が確定した場合に当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日から7年以内の免責の申立て

2. 「破産法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」は、民事再生法の個人再生手続を改正して、個人再生手続における非免責債権に、債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権を加えることとされている（民事再生法改正案229条3項1号）が、これについては削除すべきである。

第2．意見の理由

1．破産の免責不許可事由について

(1) について

破産手続を選択することなく、給与所得者等再生手続を選択し、かつ、再生計画を遂行した債務者が、その後、リストラ、病気等の事情で職を失うなどして、多重債務に陥ることは雇用の継続性自体が不安定化している現代社会においてはしばしば直面し得る状況である。そして、このような事態は、何ら債務者を原則免責不許可とする事情とは言えないものであり、浪費、賭博等の事情に加えて新たに免責不許可事由にする必要性は認められない。

また、実務的にも、給与所得者等再生手続の選択の際に、将来の失業などの事態を予想することは到底不可能であり、このような免責不許可事由が創設されると、給与所得者等再生手続の選択自体を躊躇することとなり、給与所得者等再生手続の利用自体が大きく阻害されるおそれが高い。

更に、給与所得者の場合、給与所得者等再生手続を選択すると、小規模個人再生手続を選択する以上の債権者に対する返済がなされる場合があることから、給与所得者等再生手続選択の余地をこれ以上狭める方向は、到底望ましいとは思われない。

(2) について

ハードシップ免責（民事再生法235条1項の免責）は個人再生手続を選択した債務者が、計画債務の4分の3以上の履行を完了し、かつ、残債務の履行ができないことにつき、再生債権者の一般の利益を害しない場合を想定した制度であり、失業、病気、けが等の債務者の責に帰すべきことができない場合が想定されている。

ハードシップ免責の適用を受けた債務者は、破産手続を選択せず個人再生手続を選択した点、計画債務の4分の3以上の履行を完了した点、残債務の履行ができないことにつき再生債権者の一般の利益を害しない点のいずれをとっても、初めから破産免責を受けた債務者と比較して債権者に対する誠実性が認められる。従って、その後に支払不能の状況に陥り破産手続をとるに至ったとしても、免責不許可とする事情は無いものであり、浪費、賭博等の事由に加えて新たに免責不許可事由にする必要性は認められない。

2．個人再生手続の非免責債権について

(1) 法案は、破産者による人の生命又は身体を侵害する不法行為で故意又は重大な過失によるものに基づく損害賠償請求権及び破産者が養育者又は扶養義務者として負担すべき費用に関する債権を新たに破産法上の非免責債権とし、併せて個人再生手続に

においても新たに非免責債権としている。

人の生命又は身体を侵害する不法行為で故意又は重大な過失によるものに基づく損害賠償請求権及び、養育者又は扶養義務者として負担すべき費用に関する債権を新たに破産法上の非免責債権としたのみならず、個人再生手続においても非免責債権としたことは、要保護性の見地から、賛成できる。

- (2) これに加えて、法案は、債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権(改正破産法案253条1項2号)を個人再生手続において新たに非免責債権としている。しかしながら、「破産法の見直しに関する中間試案」においては、この点につき「(注)」において「給与所得者等再生における免責及びハードシップ免責の場合の非免責債権の範囲の見直しについては、なお検討する。」とされていたほかには、具体的に何ら照会されておらず、従って、債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権について、給与所得者等再生のみならず小規模個人再生を含む個人再生手続において非免責債権とすることの是非は、議論されていなかった。これは、破産法の改正問題について、この間、時間をかけて議論がなされて、英知が結集されてきたのと対照的である。それにも関わらず、「破産法等の見直しに関する要綱」及びそれを受けた今回の法案で突如、個人再生手続において非免責債権とすることは、手続的にも唐突であると言わざるを得ない。

- (3) 実体的にも、破産手続と異なり、少なくとも100万円以上かつ清算価値以上が債権者に返済される個人再生手続については、免責が破産手続と比較して緩やかに認められ、かつ、そのことが破産手続ではなく個人再生手続を選択させる促進要因の1つであるとされてきた。更に、今般の破産法改正では、自由財産の範囲が金銭で100万円程度まで拡大されることより、破産手続になれば今まで配当がなされていた事案でもその大半が配当がなされないことになるのであるから、個人再生手続を選択させる動機付けは、強める必要こそ認められるが、狭めることには慎重であるべきである。

また、債務者が悪意で加えた不法行為の場合には、財産に対する侵害も含まれるが、人の生命・身体に対する侵害と、財産に対する侵害とはその要保護性の程度についてはやはり区別されて然るべきである。財産侵害に止まる場合には、個人再生手続を選択して、一定金額を債権者に返済した以上は、無条件に経済的再生を認める現行の個人再生手続を改変すべき必要性がそれ程強いとまでは認められない。

- (4) 他方、債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権を非免責債権とすれば、いわゆる自転車操業の状況にある債務者の借入れなども広く対象になる危険がある。しかしながら、自由財産の範囲が拡張されて配当がほとんどの場合期待できない個人の破産手続と異なり、最低弁済額である100万円以

上かつ清算価値以上を計画弁済することになる個人再生手続においてまで、非免責債権とすべきものとは考えられない。

債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権を非免責債権にすることは、せっかく債務者が破産手続を選択せず、個人再生手続を選択して、債権者に一定割合を返済しながら経済的再生を図ろうとしても、その支障になり、個人再生手続を利用する長所が大きく減殺されてしまう。そのため、個人再生手続の利用自体が阻害されてしまうおそれがある。

- (5) 更に、債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権については、多重債務状態の債務者にあえて貸付を行う一部の高利金融業者が、破産免責を得て生活債権途上にある債務者に対し、濫用的に非免責を主張している実態があるとされていることにも注意すべきである。

個人再生手続において「悪意の不法行為に基づく損害賠償請求権」を非免責債権にすると、そのような濫用的主張を誘発するおそれがあるし、濫用的な主張がされるかもしれないという懸念を与えるだけで、債務者が個人再生手続を選択することを萎縮させることは間違いない。

なお、「悪意の不法行為に基づく損害賠償請求権」を非免責としなくとも、再生債権の中にそのような損害賠償請求権を有する債務者が再生手続を申し立てた場合、その事案が「不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実になされたものでないとき。」(民事再生法25条4号)に該当すると認められれば、申立ては棄却されることになるので、法の解釈・適用に遺憾なきを期す限り、不正義が横行するということにはならないはずである。

- (6) 通常再生手続の場合には、非免責債権の定めはなく、個人再生手続の場合にのみ非免責債権の定めを導入することも均衡上問題があると言わざるを得ない。「故意・重過失による生命・身体侵害の損害賠償請求権」及び「扶養料請求権」については、前述のとおり、要保護性の見地から、個人再生手続の場合、非免責債権とすることは相当であるが、「悪意の不法行為による損害賠償請求権」一般を、個人再生手続だからと言って非免責債権にすることには飛躍があり、通常再生との落差が大きすぎる。

- (7) 上記手続的、実体的問題点を総合的に考慮すれば、債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権を、個人再生手続において新たに非免責債権とすることについては、弊害が大きいと言わざるを得ず、今回の改正においては削除するのが相当である。

以 上